

＜ご利用にあたって＞

- ◆ 支給申請時に、介護福祉機器(以下「機器」という。)が計画どおりに導入・運用されていることを、必要に応じて現地確認させていただきます。なお、以下に該当する場合には奨励金を支給することができませんのでご注意下さい。
 - 導入機器を転用、譲渡、売却、解約または改造した場合
 - 正当な理由なく、機器の一部又は全部を設置していない場合又は設置するも使用を停止している場合
 - 適正な使用や管理を怠ったことにより機器が使用不可能となった場合
 - 機器が計画とは異なる事業所に導入された場合
- ◆ 支給申請書等の記載事項を確認するため、必要に応じて添付書類以外の書類の提出又は提示を求めることがあります。なお、これらの確認に協力が得られず、支給要件に照らして支給申請書等の内容に疑義があると認められるときは、奨励金を支給できないことがあります。
- ◆ 奨励金の支給は口座振り込みで行います。支給決定を通知してから、申請のあった口座に支給されるまでに期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 同一事由により、雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金、受給資格者創業支援助成金、中小企業人材能力発揮奨励金、雇用開発奨励金、通年雇用奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導の創業等奨励金、70歳定年引上げ等モデル企業助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、介護雇用管理助成金、中小企業労働時間適正化促進助成金、障害者作業施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金又は地方公共団体等の補助金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、奨励金は支給されません。
- ◆ 雇用保険二事業で実施する助成金制度の適正な運営を図るため、支給申請の際、職業安定機関に対して照会を行い、労働保険料の滞納や各種給付金の不正受給の有無などの内容を確認します。
- ◆ 不正受給は犯罪です。偽りその他の不正行為により支給を受け、または受けようとした場合は、支給決定の取消しまたは支給金額の全額の返還（年5%の利息を加算）を求めます。また、その後一定期間、雇用保険法に基づくその他の助成金を受給できなくなります。特に悪質なケースは、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
- ◆ 本助成金の支給制度は、行政不服審査法上の不服申立ての対象たる处分性を有しておらず、支給要件に合致して初めて支給するものであるため、不支給又は支給の取消がなされた場合でも、同法に基づく不服申立て、審査請求を行うことはできません。
- ◆ この助成金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主については、国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力ををお願いいたします。関係書類については、5年間整理保存しておいてください。
- ◆ この他にも支給要件や留意点がございますので、必ずお近くの都道府県労働局までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

- ◆ この奨励金に関するお問い合わせ
 - ・・・都道府県労働局(<http://www.mhlw.go.jp/link/index.html#roudoukyoku>)
- ◆ 介護全般情報・雇用管理改善相談援助などに関するお問い合わせ
 - ・・・財団法人介護労働安定センター(<http://www.kaigo-center.or.jp/center/>)
- ◆ 介護福祉機器に関するお問い合わせ
 - ・・・財団法人テクノエイド協会(<http://www.techno-aids.or.jp/>)
 - ・・・社団法人日本福祉用具供給協会(<http://www.fukushiyogu.or.jp/>)
 - ・・・日本福祉用具・生活支援用具協会(<http://www.jaspa.gr.jp/>)

